

資料 1-3

東松島市生第 524 号
令和 3 年 8 月 20 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

東松島市長 渥美



G-Bio 石巻須江発電事業環境影響評価準備書に対する意見について（提出）

令和 3 年 7 月 9 日付、環対第 192 号にて通知の有りました表題の件について、別紙のとおり意見を提出します。

担当：市民生活部 市民生活課
環境係 佐藤
TEL : 0225-82-1111 (内 1151)
FAX : 0225-82-1846



別紙

意見書（産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく立地計画概要書について）

内 容	回答部署
<p>・環境基準等関連法令等遵守は当然の事、環境に対する影響を最小限に抑えるとともに、近隣住民の理解と合意形成に努めること。</p> <p>1. 地域住民の合意形成 第1種事業準備書についての意見聴取として令和3年4月26日に東松島市内での説明会が開催されたが、事業計画及び公害防止・周辺の交通環境の観点で参加者から多くの不安の声が上がった。また、当市住民意見書に「地域住民を全く無視し一方的に事業を進めている」との意見もあった。このことから地域住民の理解が十分に得られるよう対応すること。</p> <p>2. 公害防止のこと (1) 大気質（窒素酸化物等）による影響 ディーゼルエンジンから排出される窒素酸化物及び浮遊粒子物質などが排ガス中に含まれる恐れがある。これについては、令和元年7月12日付環対第149号で宮城県知事から通知された【G-B10石巻須江発電事業環境影響評価方法書に対する意見について（通知）（以下、宮城県通知）】2個別的事項（1）大気質（窒素酸化物等）による影響イにて、「ディーゼル機関以外の発電方式を検討されること」とされているが、説明会での事業概要ではディーゼルエンジンのままである。宮城県通知に基づき改善策について検討すべきである。 (2) 悪臭による影響 施設の稼働に伴い想定される悪臭については、宮城県通知のとおり、燃料となる植物油の保管や運搬による拡散も含め、適切に対応すること。</p>	市民生活課
<p>・交通のこと 燃料輸送等、トラックでの運搬に関して本市内を通過する計画となっている。具体的には、県道251号（石巻港インター線）における本市赤井字鷺塚地区（柳の目排水路付近）から、県道265号（河南石巻港インター線）までに通じる本市赤井字南三地区（石巻青果花き地方卸売市場付近）までが該当している。通学する児童・生徒が多数おり、また交通量も非常に多いことから交通事故等が懸念されるため、事故防止対策が必要である。</p> <p>・災害等のこと 近年地震・津波以外にも、大雨・暴風等、種々災害級の自然環境の急変がみられる。予定地区は本市に近接していることから、これらの災害発生時においても影響が出ないよう、万全の備えを実施すること。</p>	防災課 市民生活課 教育委員会

・想定される事態、事故等による影響への対策、補償等について、建設工事に係るもの、運用中のもの、災害等によるものなど、事業進捗や非常時などの場面想定ごとに決めておく必要がある。

具体的には事故等の影響が本市の生活環境や農産業等に影響を及ぼす場合も想定し、復旧対策及び保障額・保障範囲等を事前に定め、迅速な対応が可能となるようすること。

農林水産課